

## 長野県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

砂 防 課

## 1 土砂災害警戒区域の名称

屋敷入1、屋敷入2、源左衛門1、新田1、新田2、影5、針ノ木沢1、針ノ木沢2、三本木、宿岩1、宿岩2、宿岩3、四ツ谷、曾原1、かさなり1、かさなり2、川久保、余地本郷1、野尻、大日向本郷1、平川原1、水堀1、水堀2、矢沢、白矢、筆岩1、筆岩2、筆岩3、高岩1、高岩2、穴原1、穴原2、樋の口1、樋の口2、樋の口3、大久保1、大久保2、上野、佐口1、佐口2、上畑3、上畑2、上畑1、千ヶ日向1、千ヶ日向2、馬越3、柳沢1、大石1、大石2、柳沢2、柳沢3、大石4、大石5、大石3、大石6、八千穂高原4、八千穂高原3、八千穂高原2、八千穂高原1、松井11、松井10、八郡4、八郡2、うそのくち12、うそのくち13、うそのくち1、うそのくち2、うそのくち3、うそのくち4、うそのくち5、うそのくち6、平林1、平林2、平林3、曾原2、曾原ノ湯、一の淵、畑ヶ中、余地本郷2、余地本郷3、中谷1、中谷2、中谷3、中谷5、中谷4、栃久保、下川原1、下川原2、下川原3、大日向本郷3、大日向本郷2、平川原3、平川原2、宿戸1、宿戸2、宿戸3、刈又、古谷1、古谷2、古谷3、古谷4、古谷5、古谷6、古谷7、赤屋2、赤屋1、花岡、天神町、崎田2、崎田1、崎田3、穴原3、高岩3、清水町、馬越1、馬越2、八郡6、八郡8、八郡7、大石7、大石8、大石9、柳沢4、松井1、松井2、松井3、松井4、松井5、松井6、松井7、松井8、八千穂高原11、八千穂高原12、八千穂高原13、八千穂高原14、松井9、八千穂高原5、八千穂高原6、八千穂高原7、八千穂高原8、八千穂高原9、八千穂高原10、うそのくち7、うそのくち8、うそのくち9、うそのくち10、うそのくち11、屋敷入3、上柳沢1、上柳沢2、源左衛門2、新田3、新田4、影4、影3、影2、影1、上本郷、松井14、松井15及び松井16

## 2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

## 長野県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

砂 防 課

## 1 土砂災害警戒区域の名称

西地1号、西地2号、西地東、香坂2、香坂1、下宿2、下宿1、志賀中宿、志賀上宿、駒込、八重久保、下宿3、志賀中宿2、下宿4

及び東地1

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 長野県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

上飯田(1)、上飯田(2)、上飯田(3)、上飯田(4)、上飯田(5)、上飯田(6)、上飯田(7)、上飯田(8)、上飯田(9)、大休(1)、大休(2)、大休(3)、大休(4)、大休(5)、大休(6)、大休(7)、大休(8)、大休(9)、大休(10)、大休(11)、大休(12)、大休(13)、滝の沢(1)、滝の沢(2)、滝の沢(3)、滝の沢(4)、正永町(1)、正永町(2)、正永町(3)、正永町(4)、正永町(5)、桜ヶ丘、丸山(1)、丸山(2)、丸山(3)、丸山(4)、丸山(5)、丸山(6)、丸山(7)、丸山(8)、丸山(9)、丸山(10)、宮ノ上(1)、宮ノ上(2)、宮ノ上(3)、宮ノ上(4)、城山(1)、城山(2)、砂払町(1)、砂払町(2)、砂払町(3)、県民運動広場(1)、県民運動広場(2)、県民運動広場(3)、飯田市斎苑、羽場赤坂(1)、羽場赤坂(2)、羽場赤坂(3)、羽場、羽場2号、上黒田(1)、上黒田(2)、上黒田(3)、上黒田(4)、上黒田(5)、上黒田(6)、上黒田(7)、上黒田(8)、上黒田(9)、上黒田(10)、上黒田(11)、上黒田(12)、上黒田(13)、上黒田(14)、上黒田(15)、上黒田(16)、上黒田(17)、下黒田(1)、下黒田(2)、下黒田(3)、下黒田(4)、下黒田(5)、下黒田北(1)、下黒田北(2)、大門町(1)、大門町(2)、大門町(3)、野底1号、野底2号、西の城(1)、西の城(2)、西の城(3)、見晴、吉政、久米路、愛宕(1)、愛宕(2)、愛宕(3)、愛宕(4)、愛宕(5)、愛宕(6)、愛宕(7)、水の手(1)、水の手(2)、水の手(3)、水の手(4)、谷川(1)、谷川(2)、谷川(3)、谷川(4)、谷川(5)、長姫(1)、長姫(2)、東飯沼(1)、東飯沼(2)、北条(1)、北条(2)、座光寺(1)、座光寺(2)、飯沼、南条、東栄、新墓地下、元善光寺弓道場下、別府下、浜井町、古瀬藪下、JA裏(1)、JA裏(2)、元善光寺児童公園下、旧保育園西、旧保育園東斜面、稲荷沢南斜面、並木沢南斜面、南本城芝生公園斜面、麻績神社石段付近、麻績神社裏、竹田人形館裏、西の沢南(唐沢)、唐沢蚕玉様下及び蟹沢北斜面

## 2 指定の区域

飯田市及び下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

## 長野県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

馬飼峠口(2)、稲倉西(1)、大久保沢(2)、稲倉西(3)、稲倉峠口、稲倉横手(1)、稲倉横手(4)、稲倉横手(2)、稲倉横手(3)、稲倉(1)、稲倉(2)、稲倉(3)、稲倉東(2)、稲倉東(1)、稲倉東(3)、小日向(3)、小日向(4)、小日向(5)、小日向(6)、小日向(7)、本村向、小日向橋下、稲倉南(1)、稲倉南(2)、稲倉南(3)、稲倉南(4)、稲倉南(5)、広田寺東、広田寺別院、大久保沢(1)、大久保沢(4)、山城北、洞公民館、北洞(1)、北洞(2)、北洞(3)、北洞(4)、早落城、原(2)、原(6)、宮地、穴田北(2)、穴田南(1)、穴田南(2)及び穴田南(3)

## 2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

## 長野県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

米山1、米山2、毛野川1、毛野川2、毛野川3、毛野川4、毛野川5、毛野川北、南永江橋南、南永江橋北4、南永江橋北1、南永江橋北2、南永江橋北3、永田1、永田2、永田3、永田4、永田5、北永江1、北永江2、北永江3、永田6、北永江4、梨久保東2、梨久保1、梨久保2、梨久保3、梨久保4、梨久保5、梨久保6、梨久保7、梨久保8、梨久保9、梨久保10、梨久保11、梨久保12、梨久保13、梨久保14、梨久保西1、梨久保西2、涌井1、涌井2、涌井3、涌井4、涌井5、涌井6、涌井7、涌井8、涌井9、親川原、親川中1、親川中2、親川下1、親川下2、親川下3、親川下4、親川下5、親川下6、親川下7、美沢、三保1、三保2、三保3、赤坂溜池、豊田深沢1、豊田深沢2、豊田深沢3、豊田深沢4、奥手山、碓北2、碓北3、碓2、碓1、碓4、碓5、西沢1、西沢2、西沢3、西沢4及び碓南

## 2 指定の区域

中野市、飯山市及び上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

## 長野県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

長谷(1)、長谷(2)、長谷(3)、長谷(4)、四野宮(1)、四野宮(2)、四野宮(3)、四野宮(4)、温湯(1)、温湯(2)、温湯(3)、沢(1)、沢(2)、沢(3)、向原、小柳、蓮台寺(1)、蓮台寺(2)、大柳、菱田、古屋、春山(1)、春山(2)、春山(3)、小出(1)、小出(2)、小出(3)、須釜、在家(1)、在家(2)、尻欠(1)、尻欠(2)、下組、高岡(1)、高岡(2)、高岡(3)、保科温泉、外山(1)、外山(2)、外山(3)、外山(4)、外山(5)、持者(1)、持者(2)、持者(3)、山内、田ノ入沖、高下、上和田(1)、上和田(2)、上和田(3)、上和田(4)、下和田、東光寺、町川田、大室、北山、村東山手、小滝(1)、小滝(2)、小滝(3)、小滝(4)、金平井、柴、東寺尾(1)、東寺尾(2)、東寺尾(3)、東寺尾(4)、東寺尾(5)、東寺尾(6)、松代温泉、加賀井、長礼(1)、長礼(2)、天皇山西、中川西、中川東、滝本(1)、滝本(2)、滝本(3)、牧内、豊栄団地、桑根井、関屋(1)、関屋(2)、赤柴(1)、赤柴(2)、赤柴(3)、赤柴(4)、赤柴甲(1)、赤柴甲(2)、赤柴甲(3)、赤芝甲(4)、平林(1)、平林(2)、宮崎(1)、宮崎(2)、宮崎(3)、宮崎(4)、北組、六鹿(1)、六鹿(2)、筒井東、入組(1)、入組(2)、入組(3)、入組(4)、稲葉(1)、稲葉(2)、入組(5)、入組(6)、入組(7)、入組(8)、筒井西(1)、筒井西(2)、鹿島、法泉寺、表組、離山(1)、矢場、越、大村(1)、大村(2)、大村(3)、鳥見塚、会田(1)、会田(2)、宮村、道島、岩野(1)、岩野(2)、岩野(3)及び岩野(4)

## 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

## 長野県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

柳沢、峰組、下川(1)、下川(2)、太田、成山(1)、粉ノ木(1)、粉ノ木(2)、粉ノ木(3)、粉ノ木(4)、粉ノ木(5)、粉ノ木(6)、粉ノ木(7)、大久保、西日時(1)、西日時(2)、西日時(3)、西日時(4)、西日時(5)、西日時(6)、峠、上日時(1)、上日時(2)、柳沢(2)、峰組(2)、下川(3)、下川(4)、下川(5)、下川(6)、下川(7)、下川(8)、下

川(9)、下川(10)、下川(11)、下川(12)、下川(13)、太田(5)、太田(6)、西平(1)、西平(2)、西平(3)、西平(4)、笠子(4)、笠子(5)、笠子(6)、笠子(7)、大河(1)、大河(2)、大河(3)、大河(4)、大河(5)、大河(6)、大河(7)、赤柴(1)、赤柴(2)及び赤柴(3)

## 2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

### 長野県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

屋敷入1、屋敷入2、源左衛門1、新田1、新田2、針ノ木沢1、針ノ木沢2、三本木、宿岩1、宿岩2、宿岩3、曾原1、かさなり1、かさなり2、川久保、余地本郷1、野尻、水堀1、水堀2、矢沢、白矢、筆岩1、筆岩2、筆岩3、高岩1、高岩2、穴原1、穴原2、樋の口1、樋の口2、樋の口3、大久保1、大久保2、上野、佐口1、佐口2、上畑3、上畑2、上畑1、千ヶ日向1、千ヶ日向2、馬越3、柳沢1、大石1、大石2、柳沢2、柳沢3、大石4、大石5、大石3、大石6、八千穂高原4、八千穂高原3、八千穂高原2、八千穂高原1、松井11、松井10、八郡4、八郡2、うそのくち12、うそのくち13、うそのくち1、うそのくち2、うそのくち3、うそのくち4、うそのくち5、うそのくち6、平林1、平林2、平林3、曾原2、曾原ノ湯、一の淵、畑ヶ中、余地本郷2、余地本郷3、中谷1、中谷2、中谷3、中谷5、中谷4、栃久保、下川原1、下川原2、下川原3、大日向本郷3、大日向本郷2、平川原3、平川原2、宿戸1、宿戸2、宿戸3、刈又、古谷1、古谷2、古谷3、古谷4、古谷5、古谷7、赤屋2、赤屋1、花岡、天神町、崎田2、崎田1、崎田3、穴原3、高岩3、清水町、馬越1、馬越2、八郡6、八郡8、八郡7、大石7、大石8、大石9、柳沢4、松井1、松井2、松井3、松井4、松井5、松井6、松井7、松井8、八千穂高原11、八千穂高原12、八千穂高原13、八千穂高原14、松井9、八千穂高原5、八千穂高原6、八千穂高原7、八千穂高原8、八千穂高原9、八千穂高原10、うそのくち7、うそのくち8、うそのくち9、うそのくち10、うそのくち11、屋敷入3、上柳沢1、上柳沢2、源左衛門2、新田3、新田4、影4、影3、影2、影1、上本郷、松井14、松井15及び松井16

#### 2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

西地1号、西地2号、西地東、香坂2、香坂1、下宿2、下宿1、志賀中宿、志賀上宿、下宿3、志賀中宿2、下宿4及び東地1

#### 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

上飯田(1)、上飯田(2)、上飯田(3)、上飯田(4)、上飯田(5)、上飯田(6)、上飯田(7)、上飯田(8)、上飯田(9)、大休(2)、大休(3)、大休(4)、大休(8)、大休(10)、大休(12)、大休(13)、滝の沢(1)、滝の沢(3)、滝の沢(4)、正永町(1)、正永町(2)、正永町(3)、桜ヶ丘、丸山(2)、丸山(4)、丸山(5)、丸山(6)、丸山(7)、丸山(8)、丸山(9)、丸山(10)、宮ノ上(2)、宮ノ上(3)、宮ノ上(4)、城山(1)、城山(2)、県民運動広場(1)、県民運動広場(2)、県民運動広場(3)、飯田市斎苑、羽場赤坂(1)、羽場赤坂(2)、羽場赤坂(3)、羽場、羽場2号、上黒田(2)、上黒田(3)、上黒田(4)、上黒田(5)、上黒田(6)、上黒田(7)、上黒田(8)、上黒田(9)、上黒田(10)、上黒田(12)、上黒田(13)、上黒田(14)、下黒田(1)、下黒田(2)、下黒田北(1)、下黒田北(2)、大門町(1)、大門町(2)、大門町(3)、野底1号、西の城(1)、西の城(2)、見晴、吉政、久米路、愛宕(1)、愛宕(2)、愛宕(3)、愛宕(5)、愛宕(6)、愛宕(7)、水の手(1)、水の手(2)、水の手(3)、水の手(4)、谷川(1)、谷川(2)、谷川(4)、谷川(5)、長姫(2)、東飯沼(2)、北条(1)、北条(2)、座光寺(2)、飯沼、南条、東栄、新墓地下、元善光寺弓道場下、別府下、浜井町、古瀬敷下、JA裏(1)、JA裏(2)、元善光寺児童公園下、

旧保育園西、旧保育園東斜面、稲荷沢南斜面、並木沢南斜面、南本城芝生公園斜面、麻績神社石段付近、麻績神社裏、竹田人形館裏、西の沢南(唐沢)、唐沢蚕玉様下及び蟹沢北斜面

## 2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

馬飼峠口(2)、稲倉西(1)、大久保沢(2)、稲倉西(3)、稲倉峠口、稲倉横手(1)、稲倉横手(4)、稲倉横手(2)、稲倉横手(3)、稲倉(1)、稲倉(2)、稲倉(3)、稲倉東(2)、稲倉東(1)、稲倉東(3)、小日向(3)、小日向(4)、小日向(5)、小日向(6)、小日向(7)、本村向、小日向橋下、稲倉南(1)、稲倉南(2)、稲倉南(3)、稲倉南(4)、稲倉南(5)、広田寺東、広田寺別院、大久保沢(1)、大久保沢(4)、山城北、洞公民館、北洞(1)、北洞(2)、北洞(3)、北洞(4)、早落城、原(2)、原(6)、宮地、穴田北(2)、穴田南(2)及び穴田南(3)

## 2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

米山1、米山2、毛野川1、毛野川2、毛野川3、毛野川4、毛野川5、毛野川北、南永江橋南、南永江橋北4、南永江橋北1、南永江橋北2、南永江橋北3、永田1、永田2、永田5、北永江1、北永江2、北永江3、永田6、北永江4、梨久保1、梨久保2、梨久保3、梨久保

5、梨久保6、梨久保7、梨久保8、梨久保10、梨久保11、梨久保12、梨久保13、梨久保14、梨久保西1、梨久保西2、涌井1、涌井2、涌井3、涌井4、涌井5、涌井7、涌井8、涌井9、親川原、親川中1、親川中2、親川下1、親川下2、親川下3、親川下4、親川下5、親川下6、親川下7、美沢、三保1、三保2、三保3、赤坂溜池、豊田深沢1、豊田深沢2、豊田深沢3、豊田深沢4、奥手山、碓北2、碓北3、碓北2、碓北4、碓北5、西沢1、西沢2、西沢3、西沢4及び碓南

## 2 指定の区域

中野市、飯山市及び上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

長谷(1)、長谷(2)、長谷(3)、長谷(4)、四野宮(1)、四野宮(2)、四野宮(3)、四野宮(4)、温湯(1)、沢(1)、沢(2)、沢(3)、向原、小柳、蓮台寺(1)、蓮台寺(2)、大柳、菱田、古屋、春山(3)、小出(1)、小出(2)、小出(3)、須釜、在家(1)、在家(2)、尻欠(1)、尻欠(2)、下組、高岡(1)、高岡(3)、保科温泉、外山(1)、外山(2)、外山(3)、外山(4)、外山(5)、持者(1)、持者(2)、持者(3)、山内、田ノ入沖、高下、上和田(1)、上和田(2)、上和田(3)、上和田(4)、下和田、東光寺、町川田、大室、北山、村東山手、小滝(1)、小滝(2)、小滝(3)、小滝(4)、金平井、柴、東寺尾(1)、東寺尾(2)、東寺尾(3)、東寺尾(4)、東寺尾(5)、東寺尾(6)、松代温泉、加賀井、長礼(1)、長礼(2)、天皇山西、中川西、中川東、滝本(1)、滝本(2)、牧内、豊栄団地、桑根井、関屋(1)、関屋(2)、赤柴(1)、赤柴(2)、赤柴(3)、赤柴(4)、赤柴甲(1)、赤柴甲(3)、平林(1)、平林(2)、宮崎(1)、宮崎(2)、宮崎(3)、宮崎(4)、北組、六鹿(1)、六鹿(2)、筒井東、入組(1)、入組(2)、入組(3)、入組(4)、稲葉(1)、稲葉(2)、入組(5)、入組(6)、入組(7)、入組(8)、筒井西(1)、筒井西(2)、鹿島、法泉寺、表組、離山(1)、矢場、越、大村(1)、大村(2)、大村(3)、鳥見塚、会田(1)、会田(2)、宮村、道島、岩野(1)、岩野(2)、岩野(3)及び岩野(4)

## 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する



る法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

柳沢、下川(2)、太田、粉ノ木(1)、粉ノ木(2)、粉ノ木(3)、粉ノ木(4)、粉ノ木(5)、粉ノ木(6)、粉ノ木(7)、大久保、西日時(1)、西日時(2)、西日時(3)、西日時(4)、西日時(5)、西日時(6)、峠、上日時(1)、上日時(2)、柳沢(2)、下川(3)、下川(4)、下川(5)、下川(6)、下川(7)、下川(8)、下川(9)、下川(11)、下川(12)、下川(13)、太田(5)、太田(6)、西平(1)、西平(2)、西平(3)、西平(4)、笠子(4)、笠子(5)、笠子(6)、大河(2)、大河(3)、大河(4)、大河(5)、大河(6)及び赤柴(1)

2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

平塩A、平塩B、牧A、牧B、牧C、牧D、蕨平、天神原、荻久保A、荻久保B、荻久保C、返目A、返目B、山田入A、山田入B、山田入C及び山田入南

2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

袖A、袖B、袖C、川手(袖D)、石原A(塩の川A)、石原B(塩の川B)、石原C(塩の川C)、石原D(塩の川D)、石原E(塩の川E)、石原F(塩の川F)、塩の川G、塩の川F(塩の川H)、青具日向A、青具日向B、青具日向C、青具日向D、青具日向E、塩の川A(青具日向F)、塩の川B(青具日向G)、塩の川C(青具日向H)、塩の川D(青具日向I)、塩の川E(青具日向J)、米山A、米山B、米山C、米山D、米山E、米山F、米山G、米山H、米山I、青具日向F(米山J)、青具日向G(米山K)、万中A、万中B、桑ノ木沢A、桑ノ木沢B、桑ノ木沢C、桑ノ木沢D、本村A、本村B、本村C、中の崎(中の崎A)、外山A(中の崎B)、外山B(中の崎C)、菅の久保A、菅の久保B及び菅の久保C

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第260号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成20年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

Table with 3 columns: 売りさばき人の氏名(名称), 住所, 売りさばき場所. Rows include 長野県飯田高等学校PTA購買部, 長野県織物工業組合, (社)長野県指定自動車教習所協会, (株)飯山建設会館.

会計課

長野県告示第261号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成20年3月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
ながの農業協同組合若槻支所	長野市徳間392-1	長野市徳間392-1
ながの農業協同組合浅川支所	長野市上松5-6-22	長野市上松5-6-22
ながの農業協同組合第一支所	長野市上松3-1-2	長野市上松3-1-2

会 計 課

長野県告示第262号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成20年3月31日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合吉田支所	長野市吉田2-10-3	長野市吉田2-10-3
旧		長野市吉田3-22-16	長野市吉田3-22-16

会 計 課

長野県公営企業告示第1号

昭和44年長野県公営企業告示第1号(地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯 山 強

取り扱わせる事務の1中「、長野県水道事業会計及び長野県観光施設事業会計」を「及び長野県水道事業会計」に改める。

経営企画課

選告示第12号

長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

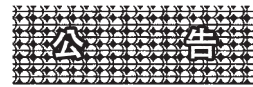
第14条第3号を次のように改める。

(3) 担当係長

第15条の表の主査の項中「主任企画員、専門幹、企画員」を「課長補佐、専門幹、担当係長」に改める。

第16条第6項中「企画員」を「担当係長」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成20年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人コンティニュー長野県事業再生支援センター
- 3 代表者の氏名  
西 沢 照 夫
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市緑が丘1丁目27番59号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く個人、法人及び諸団体に対して、経営診断、事業再生計画の立案、経営指導、情報提供等の事業再生支援に関する事業を行い、将来性のある中小企業等の健全な発展を支援することによって地域社会の経済活動を活性化し、もって、公益の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	上田市真田町長の一部	平成20年3月31日
木曾郡南木曾町	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	木曾郡南木曾町田立の一部	平成20年3月31日
上水内郡信濃町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成18年度まで	上水内郡信濃町大字富濃の一部	平成20年3月31日
北佐久郡軽井沢町	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成19年度まで	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢の一部	平成20年3月31日